

広島県建設工事等入札参加資格者  
広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者 の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症対策 建設労働者雇用促進助成事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を新たに雇用する建設業者<sup>※1</sup>に対し、雇用者<sup>※2</sup> 1名につき月額20万円を上限額として支払った月額賃金の相当する額を3か月ごと2期にわたり助成します。

### ※1 建設業者の要件（予定）

- ① 広島県の入札参加資格（令和元・2年度建設工事等入札参加資格、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格）の認定を受けていること。
- ② 建設工事等入札参加資格の認定を受けている者にあつては主たる営業所を広島県内に有する者  
測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者にあつては登記簿上の本店を県内に有する者
- ③ 助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があること。
- ④ 県税の滞納がないこと。

要件等は  
決まり次第、募集  
要領としてHP上  
に掲出します。

### ※2 雇用者の要件（予定）

- ① 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
- ② 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。
- ④ 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者（ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。）であり、原則、雇用期間の定めのないこと。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。